

「八丁堀会議室」使用マニュアル(兼使用規約)

1. 使用規約について

八丁堀会議室（以下「当施設」という）の使用申込書を提出される場合、使用申込者及び使用申込関係者（以下「利用者」という）には、本使用規約（以下「本規約」という）の内容を確認の上、本規約に従い、住友不動産ヴァイオントース株式会社、及び住友不動産グループ関係会社（以下「当社」という）の指示のもとで当施設を利用することに同意していただきます。

2. 施設権利者の権利保護

住友不動産株式会社、及び住友不動産ヴァイオントース株式会社（以下、併せて「施設権利者」という）の競合する企業の利用、施設権利者の権限を侵害する恐れのある申し入れ等が利用者よりあった場合、施設権利者の意向が第一優先されることを、利用者は異議なくこれを了承していただきます。

3. 使用申込方法と使用料金の支払い

- (1) 使用申込の受付開始日は、利用月の6ヶ月前の1日とします。
(2) 使用申込が可能な営業日は、原則として年末年始（12月28日～1月4日）を除いた日とします。
但し、当施設の設備点検や当社の都合により臨時休館する場合がございます。
(3) 目的・開催内容によっては、使用をお断りする場合がございます。
(4) 当施設使用をご希望の方は、仮予約の意思表示より7日以内に当社の指定する「使用申込書」に必要事項ご記入及び署名捺印の上、当社へご提出ください。
原則、仮予約の意思表示をいただいた日より1週間経過しても「使用申込書」のご提出がない場合はキャンセル扱いとさせていただきます。
(5) 「使用申込書」ご提出後、当社より請求書（以下「請求書兼予約確認書」という）を郵送またはメールにて送信いたしますので下記所定の期日までに当社指定の銀行口座にお振込みください。（振込み手数料は、利用者負担とさせていただきます。）

①会議室利用時

払込期日	支払い金額
使用開始日の1ヶ月前まで	「使用料金」の全額
②全部屋利用時	
払込期日	支払い金額
「使用申込書」提出後 「請求書」発行日の翌月末まで	予約金「使用料金」の50%
使用開始日の1ヶ月前まで	残金「使用料金」の50% (使用料金100%)

(6) 使用申込書の到着をもって正式なお申込とします。

尚、他の使用申込者との競合がある場合等、当社にて使用日時の調整をさせていただく場合がございます。

(7) 使用予定期が複数月にまたがる場合は、使用月ごとに使用申込書をご提出ください。

(8) 原則、お申込者様名義にて、ご請求の宛名印字および請求書の送付をいたします。

お申込者様と異なる名義での請求書発行は致しかねますので、ご了承ください。

4. 使用料金

- (1) 使用料金は、「会場使用料」の他、「会場所有備品使用料」、「会場所有備品（無料）以外の外部レンタル手配品」等、利用者が当社に申込んだ全ての金額の事で、使用変更または、解除の場合はキャセル料算定基準になります。
(2) 使用料金は、本ホームページにて別途掲載している料金表のとおりです。
(3) 当社に別途手配や工事を依頼された場合は、別途費用を申し受けます。
(4) 設営・施工にあたり、当社指定業者以外の業者をご利用の場合は、別途「持込料」を申し受けます。
(5) 使用開始日直前または使用期間中急遽追加になった「早出・延長使用料」及び「会場所有備品使用料」等は別途申し受けます。
(6) 「使用料金」は予告なく改定する場合がございますので、予めご了承ください。

5. 使用日及び使用時間

(1) 原則、年中無休です。

但し、当施設の設備点検や当社の都合により臨時休館する場合がございます。

(2) 使用時間とは、利用者が当施設を専有している時間）をいいます。

当施設を開設し、利用者が準備を始めた時間から、催事終了後に原状回復を完了させて退出し、当施設を施錠するまでの時間の合計となります。
また、当社の責に帰さない事由により、利用者以外の利用者関係業者が入室した場合は、各業者が入室及び退出した時間も使用時間の算定に含まれます。

(3) 基準使用時間は、9～18 時の間に4時間・9時間となります。

また、超過する場合は、基準時間外の利用となり、延長料金が発生します。

(4) 当社が承認した「使用申込書」記載の使用時間より早出、または延長される場合は、速やかにお申出いただき、当社の承認を受けてください。

ただし、前後開催予定の利用者に支障がある場合等は、お断りすることがございます。

6. 使用料金のお支払い

- (1) 払込期日の日数計算は使用開始日を起算日とさせていただきます。
連日使用の場合、その初日を起算日とさせていただきます。
(2) 払込期日が土日祝・年末年始にあたる場合は、それらの前営業日とさせていただきます。
(3) お支払金は、「使用料金」に充当いたします。
(4) 使用開始日までに入金がない場合、当日当施設にお越しにならてもご使用になれません。
また、使用開始日までに書面にてキャンセルの意思表示がなく、当日のご利用がなくても、一部入金いただいた使用料金の返金はいたしません。
(5) 「精算金」につきましては、使用実績に基づいて使用終了後にご請求いたします。
お支払いは、使用日の翌月までに当社指定口座へお振込みください。
(6) 「会場使用料」「会場所有備品使用料」「付帯設備使用料」「キャンセル料」等、利用者が当社に対して負担しなければならない金員についてそれぞれ指定した期日までにお支払いが確認できなかった場合には、当社はその金額に対して年14.6%の割合で算定した延滞金（1日当たり約0.04%）を申し受けていることがあります。

7. 使用申込の変更及び解約

- (1) 利用者のご都合により、ご提出いただいた「使用申込書」の内容の解約（使用時間の短縮や、使用料金の減額等の一部解約を含む）および変更する場合には、必ず「変更・解約申込書」を当社にご提出ください。
「変更・解約申込書」の到着日にに基づき、以下のとおりキャンセル料を申し受けます。
「変更・解約申込書」到着のご連絡は当社からいたしません。
当社にご連絡の上、変更及び解約の手続きが完了したことをご確認ください。

①全部解約

キャンセル料を算出するための基準となる金額は、有料備品使用料・付帯設備使用料等も含む「お申込み合計金額」です。

解約・変更の「申出文書」到着日	キャンセル料
使用申込書提出時から使用開始日の3ヶ月前の前日まで	「使用料金」の30%
使用開始日の3ヶ月前から1ヶ月前の前日まで	「使用料金」の50%
使用開始日の1ヶ月前以降	「使用料金」の100%

②一部解約・変更（日程・時間の短縮・備品・付帯設備の解約等）

(a) 日程変更を伴う解約・変更

日程変更であってもキャンセル料はお支払いいただきます。

この場合、日程変更後の使用料金額の増減に間わらず、日程変更前の会場使用料（有料備品使用料、付帯設備使用料等も含む）に対してのキャンセル料をお支払いいただきます。

但し、変更前の使用日と変更後の使用日が前後1ヶ月以内である場合は「キャンセル料」は免除し、変更日にに基づき算出された「日程変更手数料」を申し受けます。

解約・変更の「申出文書」到着日	キャンセル料	日程変更手数料
使用申込書提出時から使用開始日の3ヶ月前の前日まで	「使用料金」の30%	「使用料金」の15%
使用開始日の3ヶ月前から1ヶ月前の前日まで	「使用料金」の50%	「使用料金」の25%
使用開始日の1ヶ月前以降	「使用料金」の100%	「使用料金」の50%

(b) 日程変更を伴わない解約・変更（利用時間・会場の変更等）

お申込みいただいたいるご契約総額と、変更を希望されるご契約内容の総額の差額に以下の割合を乗じた「キャンセル料」を申し受けます。

但し、変更後の総額が増額になる場合には「キャンセル料」を免除します。

解約・変更の「申出文書」到着日	キャンセル料
使用申込書提出時から使用開始日の3ヶ月前の前日まで	「使用料金」の30%
使用開始日の3ヶ月前から1ヶ月前の前日まで	「使用料金」の50%
使用開始日の1ヶ月前以降	「使用料金」の100%

(2) 「変更・解約申込書」の無い場合は、当社は使用時間の変更・解約を一切認めません。

また、利用日前日までにご提出いただけない場合は、利用者が当社に提出していただいた「使用申込書」に記載されている金額をご請求させていただきます。

(3) 電話・口頭もしくは内容不備の「変更・解約申込書」、または提出済の「使用申込書」に追記・加筆した申込書を送付された場合もお申出は受付いたしません。

(4) 全部解約につきましては、当社指定日（原則、「請求書」発行日の翌月末日）までに「キャンセル料」をお支払ください。

(5) 「キャンセル料」発生の日数計算は、使用開始日を起算日とさせていただきます。

連日使用の場合は、その初日を起算日とさせていただきます。

また、土日祝・年末年始にあたる場合は、それらの前営業日を起算日とさせていただきます。

8. 使用可能施設

- (1) 利用者が使用申込当日に利用可能な施設は、「貸室・トイレ」に限ります。
利用可能な施設以外の場所については、当社に對して使用用途等を明確に説明し、当社の許可があるもののみ利用可能とします。
許可が無いものに関しては、一切の使用を認めません。

- (2) 利用者は、上記の施設を一部使わない場合でも、会場使用料金の減額の請求は一切することは出来ません。

9. 施設使用制限・禁止事項

- (1) 利用者は、当社の許可なく利用関係者及び第三者に当施設の使用権の全部もしくは一部の譲渡または転貸することはできません。

- (2) 「使用申込書」提出後または使用期間中ににおいて、下記①～⑩の禁止項目に該当する場合は使用申込の取り消し、または使用停止の処置をとさせていただきます。

この場合において、利用者が被った損害に対しても、当社は一切の責任を負わず、全て利用者の責任において解決していただきます。

また、当該建物内外の全ての施設・物品を破損・損傷・紛失させた場合は、「**12. 免責及び損害賠償金**」の項をご参照ください。

①「使用申込書」または使用申込時の使用目的・内容が、実際の使用内容と異なる・偽りがあると当社が判断した場合。

②所定の期日までに使用料金の支拂がなされなかった場合。

③当施設内の防災設備等の正確に機能しない様な造作・運営等を行った場合、または問題があると当社が判断した場合。

④当施設管理上好ましくない、または公序良俗に反する内容であると当社が判断した場合。

⑤他の利用者もしくは館内ナント・テナント関係者、または来場者・会場周辺及び近隣住民等（以下「その他の第三者」）に迷惑を及ぼす恐れがあると当社が判断した場合。

⑥関係官庁・関係官公庁の指示に反する行為をした場合。

⑦利用者が、暴力団・暴力団関係企業・総会屋もしくはこれらに準ずる者または構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）であると認められるとき、または、使用申込者の役員及び従業員または関係者に、反社会的勢力と密接な関係を有する者が居ると認められるとき。

⑧当施設の使用が、反社会的勢力の組織の維持・拡大に利用される等の利益になると認められる場合。

⑨当施設または当社従業員に対する暴力的・威嚇的・脅迫的・強制的・威嚇的・強制的行為もしくは、暴力的・威嚇的・脅迫的・強制的行為もしくは、危険物を含む建物・構造物・設備・備品等を破損・紛失したと当社が判断した場合。

⑩火気の使用（喫煙室以外の要煙室を含む）、または裸火（暖房器等を含む）・煙・ドライアイスの使用等、当社が危険を生じる恐れがあると判断した場合。

⑪音・振動・臭気の発生等により当社施設、及び建物周囲に迷惑を及ぼす、またはその恐れがあると当社が判断した場合。

⑫来場者数が当社施設の収容人数を超えて、周囲に迷惑を及ぼすと当社が判断した場合。

⑬生体・身体障害者補助犬を除くを待込んだ場合。

⑭大規模地震対策措置により、警戒宣伝が発令された場合。

⑮みを投棄するなど、当施設内外・周辺施設を不衛生な状態にした場合。

⑯建物周辺における、車・バイク・自転車などを路上駐車した場合。

⑰当社が事前に認めた場所以外での飲食・飲酒等を当社もしくは、その他の第三者が迷惑をもたらすと判断した場合。

⑱その他、当施設内外・周辺で、その他の第三者に迷惑を及ぼす言動及び行為を行ったと当社が判断した場合。

⑲反差押・仮分処・強制執行もしくは競争の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合。

⑳自ら振り出した手形もしくは小切手の不渡り処分を受け、または銀行取消処分を受けた場合。

㉑常業運営止まつたは解散し、及び営業停止処分を受けまつたは営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合。

㉒被爆手続開始・民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらを申立をした場合。

㉓経営状態が悪化し、本契約を継続することが著しく困難であると客観的に認められた場合。

㉔関係官公庁による必要な届出を故意にしていないかたと当社が判断した場合。

㉕上記事項以外において如何なる理由があろうとも、当社の注意に従わないと本規約の規定に違反すると当社が判断した場合。

㉖前項は「使用料金」納入後においても適用されます。

</div